

規制シート(様式)

(別紙1)

160199100760001

平成27年11月6日

規制の名称	仕事と家庭の両立支援のための育児休業及び介護休業等の規制	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長 蒔苗 浩司
規制目的	子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳に満たない子を養育する労働者について、育児休業を取得する権利を認めなければならない。 ・要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、最長93日の介護休業を取得する権利を認めなければならない。 	関連する予算	両立支援等助成金(平成27年度予算59億円)
規制の最近の改廃経緯	・3歳未満の子を持つ労働者が利用できる勤務時間の短縮措置を労働者に義務付ける等(平成21年法改正)	関連する政策評価結果	平成21年4月に「3歳未満の子を持つ労働者に対して勤務時間の短縮措置の義務付け等」について規制影響分析(事前分析)を実施し、代替案との比較の結果、当該規制の新設の方が望ましいという分析結果を得た。
規制を維持、改革又は新設する理由	現在、労働政策審議会にて、制度の見直しについて検討中	規制の維持、改革又は新設の別	検討中
(規制を改革する場合の改革の方向性)	平成21年改正法附則第7条に規定された施行5年後の見直し規定に基づき「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」の報告書を取りまとめ、労働政策審議会に報告した。現在は、労働政策審議会にて議論しているところである。		
見直し条項	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第7条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>